

資料

令和5年度 6月定例会議

滋賀県暴力団追放推進センター
経営評価結果報告

出資法人経営評価の結果について

経営評価について

(1) 目的

- ① 出資法人が、経営状況や活動状況等について、中期経営計画や年度目標を踏まえて点検評価し、達成度や課題等を確認することで、経営の改善につなげる。
- ② 県として、出資法人の経営状況や活動の内容、点検評価の結果などを適切に把握し、運営の状況等を評価するとともに、これを踏まえた必要な関与を行う。
- ③ 県民に対し、出資法人に対する県の人的・財政的関与の状況を示すとともに、出資法人および県が、出資法人の経営状況全般についてどのように評価、判断し、どのような対応を行っているかを明らかにする。

(2) 対象となる出資法人の範囲

県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資し、または出捐している 26 法人

〔 地方独立行政法人法に基づき設立された法人（滋賀県立大学）および特別法に基づき設置され、国の関与が前提とされている法人（滋賀県信用保証協会）を除く。 〕

(3) 評価方法

財務諸表等に基づく出資法人の経営状況等や、県の人的・財政的関与の状況から、出資法人と県により5つの視点（効果性、効率性、健全性、自立性、透明性）からの評価および総合的な評価（事業の状況、財務の状況、行政経営方針実施計画の状況、総合所見）を行う。

(4) その他

評価は、毎年度実施し、評価結果は、公表する。

(公財)滋賀県暴力団追放推進センターの概要について

1 名称

公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター

2 設立年月日

平成4年3月19日

3 設立の趣旨・目的

県民の暴力団追放に関する意識の高揚を図り、地域及び職域における暴力団追放運動を推進するとともに、暴力団員による不当な行為の防止及びその被害者の救援のための活動を行い、もって「暴力のない明るく住みよい郷土しが」の実現に寄与することを目的とする。

4 業務概要

研修会等あらゆる機会を通じて、暴力団追放三ない運動プラス1（恐れない・金を出さない・利用しない・交際しない）を徹底するためのパンフレット等を作成、配布するとともに、暴力追放大会を開催するなどの広報活動を推進している。また、暴力団からの被害を防止するため、センターへの来訪者に対する相談、電話による相談や各地の公民館等を利用した出張相談を実施している。

また、事業所等の責任者に対しては、暴力団組員対応のノウハウ等を指導するために不当要求防止責任者講習を年間20回以上開催(受講者約900人)している。

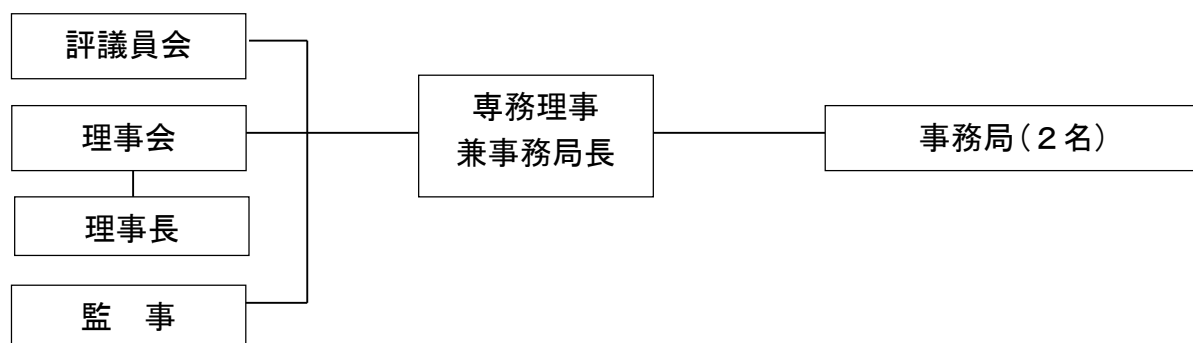
なお、令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じるため規模を縮小して実施した。

5 出資の状況（令和4年度末）

(単位：千円、%)

区分		出資額	構成比	区分	出資額	構成比
基本 財産等	滋賀県	575,934	76.1	その他		
	市町村	145,000	19.2			
	民間	35,596	4.7		小計	
	小計	756,530	100	合計	756,530	100

6 組織図



7 役員等

役 職	氏名（他団体での役職）	常勤
理 事	大道 良夫（滋賀県商工会議所連合会会長）	
理 事	杉橋 和彦（一般社団法人滋賀県建設業協会相談役）	
理 事	野崎 秀喜（滋賀県警察刑事部長）	
理 事	浅見 裕見子（滋賀県総合企画部長）	
理 事	山本 茂喜（滋賀県金融機関警察連絡協議会会長代理）	
理 事	中村 幸雄	○
監 事	西嶋 栄治（滋賀県信用保証協会理事長）	
監 事	畠山 譲治（滋賀県税理士共同組合理事長）	
評議員	野村 昌弘	
評議員	上村 照代（滋賀県地域女性団体連合会会長）	
評議員	野々口 義信（大津市自治連合会事務局長）	
評議員	江原 昭博（滋賀県中央信用金庫顧問）	
評議員	下村 岳生（滋賀県ゴルフ場防犯協会副会長）	
評議員	竹内 雅和（さとやま法律事務所代表）	

8 所在地

〒520-0806

滋賀県大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部北棟

令和5年度 出資法人経営評価表

(別紙3・公益法人等用)

法人名 滋賀県暴力団追放推進センター

1 人員、県の人的関与の状況

(単位：人)

①会員の状況（社団法人のみ）		R3年度	R4年度	R3→R4増減				
②役員の状況		R3年度	R4年度	R3→R4増減	R5年度			
評議員総数		6	6		6			
うち県職員（特別職を含む。）								
うち県退職職員（OB）		1	1		1			
理事総数		6	6		6			
うち県職員（特別職を含む。）		2	2		2			
うち県退職職員（OB）		1	1		1			
うち常勤役員数		1	1		1			
うち県職員（特別職を含む。）								
うち県退職職員（OB）		1	1		1			
監事総数		2	2		2			
うち県職員（特別職を含む。）								
うち県退職職員（OB）		1	1		1			
うち常勤監事数								
うち県職員（特別職を含む。）								
うち県退職職員（OB）								
報酬額・年齢								
常勤役員の平均年齢								
常勤役員の平均報酬（年額）（千円）								
役員の報酬総額（年額）（千円）								
③職員の状況		R3年度	R4年度	R3→R4増減	R5年度			
職員総数		2	2		2			
常勤職員		2	2		2			
プロパー職員		2	2		2			
うち県退職職員（OB）		1	1		1			
県等からの派遣職員								
うち県派遣職員								
臨時・嘱託職員								
うち県退職職員（OB）								
非常勤職員								
うち県派遣職員								
うち県退職職員（OB）								
プロパー職員の平均年齢		57.0	56.0	△ 1.0	57.0			
プロパー職員の平均給与（年額）（千円）		2,438	2,367	△ 71	2,483			
職員の給与総額（年額）（千円）		4,877	4,733	△ 144	4,967			
プロパー職員の年代別職員数		10代	20代	30代	40代	50代	60代～	合計
(令和5年度当初実数)						1	1	2

2 県の財政的関与の状況

(単位：千円)

項 目		R3年度	R4年度	R3→R4増減	R5年度	備考(R5内訳)	
県からの年間収入額	補助金	事業費補助金	2,300	2,108	△ 192	2,300	県補助金（法人の事業活動に対する補助金）
		運営費補助金					
	負担金						
	委託料	863	840	△ 23	882	県委託料（法人が実施する不当要求防止責任者講習に対する委託料）	
	その他						
合計	3,163	2,948	△ 215	3,182			
年度末残高	県からの借入金						
	県からの損失補償・債務保証						
短期貸付金の金額（期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの）							

3 評価

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			R2	R3	R4		
効果性	中期経営計画、年度目標の策定	中期経営計画、年度目標とも策定している。	○	○	○	関係機関との連携、各種研修会への参加等により、社会の要請でもある暴力団等の排除を主体とした事業を展開し、情勢に応じた各種広報活動、講習等の実施による暴力団排除活動に努めた。 活動の成果においては、新型コロナウイルスの更なる感染拡大もあり、各種活動の制限を受けるなか、時間短縮や少人数制としながら実施回数を増やす等の効果的な事業推進により、概ね目標通りの成果をあげた。	各企業においてコンプライアンス意識が高まる中、反社会的勢力の排除を目的として、取引先や顧客に関する情報を求める相談が増加している。 さらに、企業に限らず社会全体として暴力団排除思想が普及するなか、暴力団排除にかかるポスターやチラシ等も広く活用されている。 また、コロナ禍において、感染防止対策を図りながら効果的な方法により講習等を実施している。
		中期経営計画のみ策定している。					
		年度目標のみ策定している。					
		策定していない。					
	事業活動の社会情勢への適合性	全ての事業が社会情勢に適合し、その意義は大きい。	○	○	○		
		社会情勢に照らして意義が薄れてきた事業がいくつかある。					
		社会情勢に照らして意義の薄れてきた事業が多くある。					
	活動の成果の達成度	活動について成果目標を定め、目標以上に達成している。					
		活動について成果目標を定め、目標どおり達成している。	○				
		活動について成果目標を定め、概ね目標どおりに達成している。		○	○		
		活動について成果目標を定め、達成しているものもあるが、十分ではない。					
	住民、関係者等のニーズの把握状況	活動について成果目標を定めていない。					
多様な調査を実施し、積極的にニーズの把握に努めている。		○	○	○			
ニーズを把握するための手段を講じている。 具体的な取組はしていない。							
効率性	経常費用に占める管理費の状況	管理費比率が2期連続で減少した。				物価高の影響から共益費の増額、消耗品等の購入価格の値上げが続くなか、必要性を見極めて節約に努めるも、わずかながら管理費比率が増加した。経常収益については、基本財産運用による国債の利息が低く、2期連続で下回ったものの、新型コロナウイルスの影響から各企業の経営が悪化するなか、暴排活動の重要性を訴え続けて寄付金の増額に努めている。	管理費については、毎年度定額の支払いもあり縮小することは難しく、今後も値上げが見込まれるなか、光熱費や雑費等、経費削減できるものは可能な限り引き続き節約に努める必要がある。
		管理費比率が前期に比べ減少した。					
		管理費比率が前期に比べ増加した。	○				
	経常収益・費用の比率	管理費比率が2期連続で増加した。		○	○		
		経常収益が2期連続で経常費用を上回った。	○				
		経常収益が、当期は経常費用を上回った。			○		
健全性	債務超過の状況	経常収益が、当期は経常費用を下回った。		○		欠損金、借入金は皆無であり健全性を維持している。	借入金、欠損金、債務超過等の経営悪化に繋がるものは全くなく、今後も継続していくことが必要である。
		経常収益が、2期連続して経常費用を下回った。					
		当期末において債務超過でない。	○	○	○		
		2期連続で改善した。					
	正味財産期末残高の状況	前期に比べ改善した。					
		前期に比べ悪化した。					
		2期連続で悪化した。					
		2期連続で増加した。	○				
	累積欠損金の状況	前期に比べ増加した。			○		
		前期に比べ減少した。		○			
		2期連続で減少した。					
		当期末において累積欠損金はない。	○	○	○		
短期的支払い能力の状況	累積欠損金は、2期連続で減少した。						
	累積欠損金は、前期に比べ減少した。						
	累積欠損金は、前期に比べ増加した。						
	累積欠損金は、2期連続で増加した。						
借入金依存率の状況	流動比率は、2期連続で100%以上であった。	○	○	○			
	流動比率は、当期は100%以上であった。						
	流動比率は、当期は100%未満であった。						
	流動比率は、2期連続で100%未満であった。						
	当期末において借入金はない。	○	○	○			
	2期連続で低下した。						
	前期に比べ低下した。						
	前期に比べ上昇した。						
	2期連続で上昇した。						

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			R2	R3	R4		
自立性	知事・副知事の代表者への就任状況	知事・副知事が法人の代表者へ就任していない	○	○	○	名誉会長として県下暴排業務に功労のある団体、個人への表彰の授与、暴追大会への臨席を賜っている。	今後も知事・副知事の就任は認められない。
		知事・副知事が法人の代表者へ就任している					
県派遣職員の状況	県派遣職員の状況	当期末において県派遣職員はない	○	○	○	暴対法により、警察官OB2名が暴力追放相談委員として常駐し、暴力相談、不当要求防止責任者講習等の暴排活動を実施している。	暴力追放相談委員として警察官OB2名が常駐しているのは、暴対法等の条件に適應する人材として従事させているもので、暴追センターの業務内容を考慮しても妥当であることから、今後も継続していくことになる。
		常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ低下した。					
		常勤職員に占める県派遣職員の割合は前期と概ね同程度					
		常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ上昇した。					
県退職職員の就任状況	県退職職員の就任状況	当期末において県退職職員はない					
		常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ低下した。					
		常勤職員に占める県退職職員の割合は前期と概ね同程度	○	○	○		
		常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ上昇した。					
県財政支出の状況	県財政支出の状況	当期末において県の財政支出はない。				県からの短期貸付け金はこれまでからなく健全性を維持している。	貸付金等は皆無である。 県財政支出の主なもの、事業活動費を補填する「県補助金」であるため、今後は、寄付金収入増額に努めることが必要である。
		経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で低下した。	○	○	○		
		経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ低下した。					
		経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ上昇した。					
		経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で上昇した。					
短期貸付金の金額(期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの)の状況	短期貸付金の金額(期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの)の状況	当期間中において県の短期貸付けはない	○	○	○		
		県の短期貸付けの額が2期連続で減少した。					
		県の短期貸付けの額が前期に比べ減少した。					
		県の短期貸し付けの額が前期と同額である。					
		県の短期貸付けの額が前期に比べ増加した。					
		県の短期貸付けの額が2期連続で増加した。					
損失補償の状況	損失補償の状況	当期末において県の損失補償・債務保証はない	○	○	○		
		県の損失補償・債務保証の額が2期連続で減少した。					
		県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ減少した。					
		県の損失補償・債務保証の額が前期と同額である。					
		県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ増加した。					
		県の損失補償・債務保証の額が2期連続で増加した。					
透明性	情報公開規程の整備状況	規程を整備している。	○	○	○	ホームページを開設し、定款、役員名簿、事業報告、事業計画、収支決算及び予算等を開示している。さらに事務局規定の中に文書保存の条項をもうけて規定に基づいた文書管理を徹底している。	法律に基づく、財務諸表の備付けや業務監査については会計の専門家に指導を受けている。 また、ホームページを活用した情報公開についても的確に実施されており、今後も継続していく必要がある。
		規程を設けていない。					
		規程を設けていない(県の資本金等の割合が1/2未満)。					
	情報公開の実施状況	ホームページ等により不特定の者に対し情報公開を行っている。	○	○	○		
		不特定の者に対し情報公開を行っていない。					
	文書管理規程の整備状況	規程を整備している。		○	○		
		規程を設けていない。					
		規程を設けていない(県の資本金等の割合が1/2未満)。					
	文書管理の実施状況	情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っている。		○	○		
		情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っていない。					
	会計専門家の関与状況	作成した財務諸表について、会計監査人監査を受けている、または、財務諸表の作成過程で、会計の専門家の指導・助言を受けている。	○	○	○		
		会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。					
業務監査の実施状況	業務監査を実施している。	○	○	○			
	業務監査を実施していない。						

	出資法人の総合的評価・対応	県による総合的評価・対応	
事業に関する事項	主事業である不当要求防止責任者講習、相談業務、暴排啓発活動を継続して推進する。	コロナ禍において、規模を縮小しながら講習等を実施しているところではあるが、これを機に業務の合理化、効率化を提案した事業を検討する必要がある。	
財務に関する事項	現在の運用は、国債等債券の利息、県補助金、賛助会員による寄付金の3本立てで運用しているが、数年来の金利の低下により、償還時期での更新を続けていくことが困難になる。買換えは低金利のリスクを含め慎重且つ十分な検討を要するため、これらを補填するのに寄付金の増額による対処方法をとる必要がある。事業費の減少に伴い、より効果的な運用を図る必要があり、予算措置の段階から組み入れ、経費を見据えた計画的な運用に努める。	暴追センターは、国債等の利息収入により事業を実施しているものであるが、適格な資産運用及び事業計画が図られており、設立当初から今日に至るまで、その業務で借入等の負債を抱えたことはない。 しかし、県の関与の縮小(補助金の削減)は喫緊の課題であり、新たな賛助会員の勧誘や国債の運用方法等、自助努力による運用が必要となる。	
行政経営方針実施計画に関する事項 ※実施計画は次頁参照	ホームページの開設や不当要求防止責任者講習、暴排啓発活動を通じて賛助会員の拡大を図り、前年度より会員数、寄付金額ともに増加した。しかしながら、自助努力を進めるうえでは十分な増加といえず、今後も ・退会及び未納の企業に対する会員継続並びに会費徴収の働きかけ ・既存会員に対する寄付金の増額 ・県下事業所等への戸別訪問の実施 ・講習会等の機会をとらえた会員の募集を実施していく必要がある。	県の関与の縮小に繋がる賛助会員の拡大については、あらゆる手段により暴追センターの活動を周知してもらい、賛同を得る必要がある。 チラシや啓発品についても、既に暴追センターと関わりのある会員等だけではなく、一般県民に対して配布して周知できるよう、あらゆる活動機会を通じて配布している。	
	実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況	実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況	
	コロナ禍の影響から昨年度に会員数、収入とも大きく落ち込んだものの、令和4年度では創意工夫をこらしながら各暴排活動を実施した結果、新規賛助会員として企業11社、個人2名の増加により、前年比+12件増加した。 しかしながら、中期経営計画に掲げた会員数に戻すことしかできず、収入も会費を減額する企業も散見される状況にある。	暴追センターの活動を周知してもらうために、ホームページへリンクするためのバナーを登録する企業やチラシ等の設置場所の増加に努めている。	
	実施計画に定める目標	左の実績	実施計画に定める目標
賛助会員数 平成29年度 253件 → 令和4年度 252件	平成29年度253件 平成30年度255件(前年比+2件) 令和元年度254件(前年比-1件) 令和2年度259件(前年比+5件) 令和3年度240件(前年比-19件) 令和4年度252件(前年比+12件)	ホームページリンク先企業 平成30年度0社→令和4年度10社 チラシ設置場所 平成30年度より10箇所の増加	ホームページリンク先企業 平成30年度0社→令和4年度5社 チラシ設置場所 12箇所の増加
総合所見	現状では、社会経済の不振から賛助会員の脱会や会費の減額連絡があるが、引き続き上記施策を推進することにより、会員数、会費の増額を図り、併せて可能な限りの経費節減に努めて、県の補助金に依存しない自助努力による運用を推進していくこととする。	令和4年度は、財政事情が厳しく、新型コロナウイルスの更なる感染拡大もあり、各種活動が制限されるなか、創意工夫を凝らした施策により、効果が得られたと思われる。 今後は、新型コロナウイルス感染も収束に向かうことから、暴追センターの活動内容を県民に広くアピールし、自助努力に向けた賛助会員の拡大や費用対効果が得られる画期的な活動に取り組む必要がある。	

【参考資料】

財務諸表等へのリンク

<http://www.shiga-boutsui.jp/>

※行政経営方針実施計画(2019年度～2022年度)

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、県「外郭団体見直し計画」における「自立性の拡大」との方針を踏まえ、県の関与の縮小を念頭に業務を進めてきたが、補助金に依存する状態が続いており、改めて賛助会費収入の増額や県の財政的関与の縮小に向けた取組方法を検討する。興味をひくようなホームページや、訪れやすい相談所への改善、また、賛助会員の優遇制度の設定等により会員を拡大することで、寄付金収入を増やし、自立性の拡大をより一層進める。				
具体的な取組内容	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	目標
1 ホームページの活用方法を検討する。【出資法人】	掲載内容の検討		リンク先企業の検討		・ホームページリンク先企業 平成30年度(2018年度) 0社(実績) → 令和4年度(2022年度) 10社
2 相談事業の充実に向け、周知方法等を検討する。【出資法人】	相談所開設チラシや暴追センター紹介チラシの設置場所の開拓検討		効果の検証と改善検討		
3 賛助会員の拡大に向け、企業のセミナーや、警察等行政が企画するイベントへ参加し、会員を募る。【出資法人】	センターを紹介し周知を図り賛助会員を募る				・チラシ設置場所 令和4年度(2022年度)において平成30年度(2018年度)に比べて10箇所増
4 賛助会員の拡大に向け、会員であることのメリットを検討する。【出資法人】	メリット考案	メリットの試行		効果の検証と改善検討	・会員企業 平成29年度(2017年度) 253社(実績) → 令和4年度(2022年度) 280社